

## 令和8年度 修学旅行お小遣い助成事業 実施要綱

### 1. 目的

本会では、登別市地域福祉実践計画「きずな」に基づき、地域で生きる一人ひとりを孤立させることなく、誰もがいきいきと安心して暮らすために、しっかりと結び合い・支えあい・助け合っていくことができる福祉のまちづくりをめざしています。

本事業は、登別市の就学援助制度を利用している世帯の児童・生徒の修学旅行のお小遣いの一部を助成することにより、①子どもたちに経済的な状況を気にせず、楽しい思い出をつくっていただくこと、②支援を要する世帯に対する相談先の啓発（孤立を感じさせないつながりづくり）をめざすこと、③当該世帯に関わる学校関係者等とのネットワークの構築、強化をめざすことを目的に実施します。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

### 3. 児童及び生徒の対象要件

(1) 修学旅行の実施時期と就学援助世帯の認定時期の関係から次のとおりとする。

- ①小学6年生：「令和8年度」の就学援助世帯（申込期日までに認定を受けている世帯）
- ②中学3年生：「令和7年度」の就学援助世帯または「令和8年度」の4月17日までに就学援助世帯の申請をされた世帯

(2) その他、(1)に相当する世帯で社協会長が必要と認める世帯であること

### 4. 内容

対象要件に合致する世帯のうち、申請があった世帯の児童・生徒に対して修学旅行のお小遣いの一部として、以下の金額を助成する

| 区分    | 助成額    |
|-------|--------|
| 小学6年生 | 3,000円 |
| 中学3年生 | 5,000円 |

### 5. 申込方法

チラシ等に記載されているQRコードより、申込フォームにて必要事項（学校名、保護者及び児童・生徒の氏名、住所、連絡先（電話、メールアドレス）、振込口座番号及び通帳等の写し）を記入の上、申込みする。ただし、申込フォームでの申請が難しい場合は直接ご連絡ください。

## 6. 決定

申込み完了後、助成金の決定及び振込予定日に関する通知を行い、指定の口座に振り込みを行う。

### 1) 申込期間及び振込予定日

| 時期  | 対象校（旅行予定日）   | 申込期日       | 振込予定日     |
|-----|--|------------|-----------|
| 第1期 | 幌別中（5/11-13）<br>西陵中（5/12-14）<br>緑陽中（5/12-14）<br>登別中（5/13-15）<br>鷺別中（5/14-16） | 4/17（金）まで  | 4/30（木）頃  |
| 第2期 | 富岸小（7/01-02）   | 6/12（金）まで  | 6/25（木）頃  |
| 第3期 | 若草小（9/01-02）<br>青葉小（9/08-09）<br>幌別小（9/09-10）<br>幌別西小（9/09-10）                | 8/14（金）まで  | 8/27（木）頃  |
| 第4期 | 鷺別小（9/16-17）   | 8/21（金）まで  | 9/3（木）頃   |
| 第5期 | 登別小（10/06-07）  | 9/18（金）まで  | 10/1（木）頃  |
| 第6期 | 登別明日〔前期〕（12/2-4）   | 11/13（金）まで | 11/26（木）頃 |

※各学校を通じて対象学年にチラシ等をメールもしくは配布予定

## 7. ありがとうメッセージの作成

助成を受けた保護者は、「ありがとうメッセージ」を作成する。なお、決定通知とともに、ありがとうメッセージを指定のフォームに記入いただく。（世帯や児童氏名は記入及び公開はしない）

## 8. その他

- ・各学校の修学旅行の日程により申込期日及び振込日が異なりますのでご注意ください。
- ・市または市教育委員会に就学援助世帯の有無もしくは申請状況等を照会する場合があります。
- ・虚偽の申請や報告があった場合等、返金を求める場合があります。
- ・本事業とは別に、本会が行う福祉事業の周知等をお送りさせていただく場合があります。
- ・申請が決定した世帯の情報を市または教育委員会、学校等と共有させていただく場合があります。
- ・申請には、上記事項の同意の他、個人情報保護の取扱いに同意いただく必要があります。

## 9. お問い合わせ

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会 地域福祉課

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9-1 総合福祉センターしんた21

電話 0143-88-0860 FAX0143-88-4546 メール info@kizuna-shakyo.jp